

## 建設工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松山市契約規則（平成20年規則第11号。以下「規則」という。）

第12条第1項第1号に規定する最低制限価格及び規則第13条第1項に規定する調査基準価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基準価格 最低制限価格を決定するための基準となる価格をいう。
- (2) 調査基準基礎価格 変動型調査基準価格の対象工事における調査基準価格を決定するための基礎となる価格をいう。
- (3) 変動係数 電子計算機（パソコン）により1.00001から1.001の範囲内で無作為に抽出される係数をいう。

(最低制限基準価格及び調査基準基礎価格の算定方法)

第3条 最低制限基準価格（以下「基準価格」という。）及び調査基準基礎価格（以下「基礎価格」という。）は、対象工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (5) 上記(1)から(4)に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の9.2を乗じて得た額

(変動係数の決定)

第4条 変動係数の決定は、入札執行日毎に、一番早い開札時間までに入札室で行う。また、決定した変動係数は、当該入札執行日の全ての対象工事に用いる。

2 決定した変動係数は、速やかに閲覧室に掲示するとともに、市ホームページにて公表する。

(最低制限価格の決定方法)

第5条 最低制限価格は、基準価格に変動係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

(調査基準価格の算定方法)

第6条 調査基準価格は、対象工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（その額が当該予

定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、当該10分の7.5を乗じて得た額)に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (5) 上記(1)から(4)に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の9.2を乗じて得た額

(変動型調査基準価格の決定方法)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長が必要と認める工事に係る調査基準価格は、基礎価格に変動係数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成25年6月5日から施行する。
- 2 この改正後の基準は、平成25年6月5日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この改正後の基準は、平成28年10月1日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この改正後の基準は、平成29年10月1日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年9月30日までに契約を締結し、かつ、目的物の引渡しを受けることが見込まれる工事についての第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「100分の110」とあるのは、「100分の108」とする。

付 則

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第3条及び第6条の規定は、この基準の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第3条及び第6条の規定は、この基準の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。